

第4号議案

定款の一部変更

現 行	変 更 案	備 考
<p>(社員)</p> <p>第7条 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第11条第1項第5号に規定する社員をいう。以下同じ。）は、概ね正会員・学生会員の中より100人から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の扱いについては理事会で定める）。</p> <p>2. 代議員を選出するため、正会員・学生会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。</p> <p>3. 代議員は、正会員・学生会員の中から選ばれることを要する。正会員・学生会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</p> <p>4. 第2項の代議員選挙において、正会員・学生会員は他の正会員・学生会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。</p>	<p>(社員)</p> <p>第7条 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第11条第1項第5号に規定する社員をいう。以下同じ。）は、概ね正会員の中より100人から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の扱いについては理事会で定める）。</p> <p>2. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。</p> <p>3. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</p> <p>4. 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。</p>	<p>(変更理由) 会員種別変更により</p>